

各都道府県知事・政令市長 殿

国土交通省住宅局長

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居について

今般、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号。以下「子ども・被災者支援法」という。）第5条第1項の規定に基づき、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成25年10月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）が定められ、子ども・被災者支援法第1条に規定する被災者生活支援等施策として、「支援対象地域に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅への入居の円滑化を支援」する旨が位置づけられたところです。

このため、対象地域（別表に掲げる市町村をいう。）に居住していた避難者（以下「支援対象避難者」という。）の居住の安定を図り、もって支援対象避難者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、支援対象避難者の公営住宅への入居の取扱い等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言として通知致しますので、各事業主体におかれましては、対象地域からの新規避難者の受け入れも含め、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に十分勘案の上、下記の通り取扱われるよう特段の御配慮をお願い致します。

貴管内の事業主体（政令市を除く。）に対してもこの旨周知されるようお願い致します。

記

1 支援対象避難者の優先入居について

支援対象避難者については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、優先入居の取扱いを行うことが可能であること。

2 支援対象避難者の範囲について

優先入居を認められる支援対象避難者の範囲は、平成23年3月11日時点で、対象地域に居住していた者であること。

3 支援対象避難者であることの確認方法について

公営住宅に入居しようとする者が支援対象避難者に該当するかについては、避難元市町村（平成23年3月11日時点で、当該公営住宅に入居しようとする者が在住していた対象地域内の市町村をいう。）が発行する別記様式の証明書（以下「証明書」という。）により確認すること。

4 支援対象避難者の収入要件及び住宅困窮要件について

(1) 収入要件について

公営住宅法第23条第1号に規定する収入要件については、母子のみ、父子のみの避難の場合等、健康上の不安等のやむを得ない事情により世帯から別居して生活する場合があると考えられることから、世帯の一部の者のみが公営住宅に入居しようとする場合にあっては、原則として、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の規定に基づき別途国土交通大臣の定めるところにより認定した金額を所得金額として収入認定を行うこと。

(2) 住宅困窮要件について

公営住宅法第23条第2号に規定する住宅困窮要件については、公営住宅に入居しようとする者が証明書を提出した場合には、対象地域に住宅を所有していても、入居の申し込み時点の居住実態をもって現に住宅に困窮していることが明らかであると判断されれば、住宅困窮要件を満たすものとして取り扱うこと。

5 その他の入居要件について

条例等で、収入要件と住宅困窮要件以外の入居要件を設定している場合には、当該要件が支援対象避難者の入居を妨げるものがないよう取扱うこと。特に居住地要件と独立生計要件については以下のとおり取扱うこと。

(1) 居住地要件について

条例等で、「県（市区町村）内に住所を有すること」又は「県（市区町村）内に住所又は勤務場所を有すること」のような要件（居住地要件）を設定している場合には、住民票の有無だけで判断することなく、以下の書類のいずれかによって居住実態の有無について総合的に判断すること。

- ・雇い主、所属長、不動産会社又は家主による居所を証明する書類
- ・居住地における住宅の賃貸借契約書 等

(2) 独立生計要件について

条例等で、「独立の生計を営む者であること」のような要件（独立生計要件）を設定している場合には、支援対象避難者は独立生計要件を満たすものとして取り扱うこと。または、独立生計要件から支援対象避難者を除外すること。

6 その他

以上の取扱いについては、子ども・被災者支援法附則第2条に規定する支援対象地域の見直し、東京電力株式会社による原子力損害に対する賠償の状況等福島に対する支援等の状況を踏まえて公平の観点から所要の見直しを行うことに留意すること。

(別表)

福島県中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楡葉町、富岡町の一部、川内村、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、新地町、飯舘村の一部

※上記からは、避難指示区域を除いている。

以上

居住実績証明申請書

市(町・村)長 殿

次ページに記載の同意事項に同意の上、居住実績証明書の交付を申請します。

年 月 日

申請者の現住所 (現在住んでいる所) ※公営住宅の 入居申込予定者	(現住所)		
	(アパート・マンション名)		(号室)
	上記の住所に居住を開始した日		年 月 日
	フリガナ		()
氏名	印	TEL 緊急連絡先	()

* 固定電話または携帯電話が使用できない場合は、緊急連絡先に申請者に必ず連絡ができる方の電話番号を記入して下さい。

平成23年3月11日 における世帯の 住所又は居所 (当時住んでいた所)	(住所又は居所)					
	(アパート・マンション名)			(号室)		
平成23年3月11日 における世帯の 構成員 (申請者とともに公営 住宅に入居しようとす る者に○をつけること)	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
	/	本人				
※続柄は申請者からみた関係を記載し、申請者本人の場合は本人と記載してください。 ※婚姻・出生・養子縁組・死亡等によって世帯構成員に変更がある場合には、その者についても記載するとともに、その者の氏名を()で囲んでください。						

委 任 状		
市(町・村)長 殿		年 月 日
に、対象地域における居住実績証明書の請求について委任します。		
申請者 氏名		印

上記申請者及び世帯(ただし、()で囲まれた者は、同世帯員とみなす)は、平成23年3月11日時点で、当市町村及び対象地域に居住していたものと認める。

年 月 日

市町村長 印

同意事項

- 証明書発行に係る避難者資格の有無等の確認のため、本申請書の記載事項その他の住民情報等を利用し、当該個人情報に関係機関に提供、照会すること。また、避難状況等に関する調査のため、左記個人情報に関係行政機関に提出すること。
- 記載間違いや記載内容に不明確な点がある場合には、必要に応じ、申請者(代理人を含む。)に対して申請内容の確認を行うことがあること。
- 申請内容を確認する際、追加で書類の提出を求められることがあるとともに、申請者(代理人を含む。)に連絡がつかない等の場合は、当該申請が取り下げられたものとみなすこと。
- 虚偽その他不正な手段により(同意事項に反する場合など)証明書の発行を受けたことがわかった場合は、本証明書を返還すること。
- 正当な理由がある場合を除き、本証明書を重複して申請しないこと。
- 虚偽の申請の事実が発覚した場合、刑事罰の対象となりうること。
- 平成23年3月11日時点で住所又は居所が、対象地域内にあったこと。
- 本証明書の発行をもって、公営住宅への入居が認められたものではなく、また、必ず公営住宅への入居が認められるものとは限らないこと。入居が認められた場合には、所定の家賃が発生すること。

(添付書類)

フローチャートを参照の上、必要なものをご準備ください。

以下のAとBは全員必要です。

- A 申請者(委任を行う場合は委任者、以下同じ)の本人確認書類
- 有効期間内の運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的書面のコピー
(ただし、窓口で直接申請する場合は、窓口での掲示に代えることができます)
- B 切手を貼り、申請者が確実に受け取れる住所及び申請者名を記載した返信用封筒
(書類確認等で即時発行が出来ない場合もあることから、窓口申請でも必要です)

平成23年3月11日時点で、支援対象地域内の市町村に住民登録をしていましたか？
(平成23年3月11日における住民票は支援対象地域内の市町村にありましたか？)

↓ はい

↓ いいえ

平成23年3月11日以降に、
出生・養子縁組・婚姻・死亡
等により世帯構成員の変更
がありましたか？

↓ いいえ

↓ はい

AとBに加えて、以下の①と②の両方が必要です。

①平成23年3月11日時点の居所(生活実態)を確認する書面 (いずれか1通)

- 申請者又は申請者と同一世帯の者の氏名・住所が確認できる平成23年3月11日時点の住居の賃貸借契約書のコピー(平成23年3月11日が契約期間に含まれるもの)
- 申請者又は申請者と同一世帯の者の氏名・住所が確認できる平成23年3月11日時点の住居の公共料金(電気、水道、ガス、携帯電話等)の請求書のコピー(平成23年3月分が含まれるもの)
- 申請者に東京電力の自主的避難に係る損害賠償が支払われたことを証明できる書類(支払い通知のコピー等)
- 申請者と同一世帯の子どもの小学校・中学校等公的教育機関が発行した当該子どもに係る身分証明書・在学証明書等(平成23年3月11日時点において在学していたことがわかるもの)

②世帯構成員が、申請者と同居していたことを証明する書面

- 世帯全員の住民票の写し(本籍省略無し)及び戸籍謄本(抄本不可)
※発行から3ヶ月以内のものに限ります。

AとBに加えて、戸籍謄本(抄本不可)が必要です。
※発行から3ヶ月以内のものに限ります。

AとB以外の書類は不要です。